

平成28年度調達改善計画の年度末自己評価概要
(対象期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日)

総務省

平成28年度の調達改善計画で記載した事項毎に、以下のとおり概要を記述する。

I. 共通的な取組

1. 一者応札改善のための取組（総務本省の取組）

(1) 調査・調査研究経費に係る調達

- ・仕様内容の中立性確保のため、官房会計課合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の中立性の確認を行った。
- ・早期に契約締結を行い、準備期間及び執行期間の確保に努めた。
- ・また、年間の調達計画について、年度当初にHPで公表し、発注情報の早期発信を行い、入札者の準備期間の確保を図った。

◇取組の効果

- 契約件数 計 253件（過去3カ年平均件数231件）
 - ・一般競争：251件
 - うち4月～6月期一般競争契約件数 69件（過去3カ年平均件数47件）
 - ・企画競争：0件
 - ・公募：2件

- ・総合評価落札方式において、選定基準（審査項目、配点）及び選定過程の基準（選定者の基準）を官房会計課において、基準（マニュアル）を作成・周知し、更なる選定基準及び選定過程の明確化に取り組んだ。

◇取組の効果

- 総合評価方式の採用
 - ・全体の72.9%（過去3カ年平均72.3%）

(2) 情報システム経費に係る調達

- ・CIO補佐官との相談結果について会計課合議文書にその評価内容書等を添付することを徹底した。
- ・仕様内容中立性の確保のため、官房会計課合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の中立性の確認を行った。
- ・早期の契約締結に努め、準備期間及び執行期間の確保に努めた。

◇取組の効果

- 契約件数 計 150件（過去3カ年平均件数147件）
 - 一般競争：98件（過去3カ年平均件数72件）

(3) 全ての調達

- ・一般競争入札（特定政府調達除く）実施にあたっては、20日間以上の確保に努めた。

◇取組の効果

- 一般競争入札の公示期間 20日以上の設定
全体の61.3%（過去3カ年平均割合65.9%）

- ・調達予定案件をホームページで公表し情報提供に努めた。
- ・電子調達システムの利用率の向上等を図る観点から、入札案件は原則、電子調達システムを利用した電子入札のみで行った（入札案件100%実施）。
また、本年10月から電子での契約を原則とし運用を開始した。

◇取組の効果

- 電子調達システムを利用した電子入札を行った者 全体の58.3%

- ・入札説明書を受け取ったが入札に参加しなかった者については、その理由の把握に努め、次回の調達において改善に努めた。
- ・仕様内容の中立性について、官房会計課に合議し審査を行っている。会計課合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の中立性の確認を行った。
- ・早期に契約締結を行い、準備期間及び執行期間の確保に努めた。
- ・年間の調達計画について、年度当初にHPで公表し、発注情報の早期発信を行い、入札者の準備期間の確保を図った。

◇取組の効果

- 一般競争契約件数 557件（過去3カ年平均件数485件）

- ・価格以外での競争を可能とするため、総合評価方式を採用した。
評価項目設定、選定結果の適正性について、官房会計課に合議し審査を行った。
また、選定結果（評価点）については、参加者全員に自社の評価点を通知し、また、電子調達システムの入札結果公開情報において、他者の評価点を閲覧できる旨周知し、透明性の確保に取り組んだ。
- ・選定基準（審査項目、配点）及び選定過程の基準（選定者の基準）を官房会計課において、基準（マニュアル）を作成・周知し、更なる選定基準及び選定過程の明確化に取り組んだ。

◇取組の効果

- 総合評価方式による契約 全体の38.2%（過去3カ年平均43.6%）

(1) ~ (3) 共通の取組

- ・全ての案件について、官房会計課に合議し取組内容に関して審査を行った。
- ・また、官房会計課合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の

中立性の確認を行うとともに予定価格（市場価格相当）算出の資料として活用し契約金額の低廉化を図った。

- ・また、会計課合議文書に調達要求原課での経費算出調書の添付を義務付けることで、予定価格（市場価格相当）算出の資料として活用し契約金額の低廉化を図った。
- ・また、更なる適正な予定価格算出のため、統一的な算定方式を検討し、9月から実施した。

◇取組の効果

- 予定価格の統一的な算定方式を検討し、9月から実施した。これにより、試算では約1,259万円の経費削減が図れた。

2. 地方支分部局等における取組の推進（地方支分部局等の取組）

(1) 共同調達の更なる推進

北海道管区行政評価局等61官署において、他官署と延べ266品目を共同調達として実施した（前年度と比較し26他省庁の官署を追加。）。

(2) オープンカウンター方式の活用

北海道総合通信局含む10官署では、少額随意契約の調達において、見積合せ方式ではなく、HP掲載によるオープンカウンター方式を実施しており、業者への見積依頼の必要がなくなったこと等により事務効率化が図られるとともに、調達金額の低廉化が図られた。

◇取組の効果

- ・オープンカウンター方式 31,318千円（64件）

※予定価格と契約金額との総差額 △5,297千円。

※北海道総合通信局の事例

「A印刷請負」の調達において、4者から見積書提出があり、見積最高額と契約金額との差額530,345円であった。

3. 電力調達改善（総務本省及び地方支分部局等の取組）

- ・調達要求部局は、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気事業者に対して、声かけを積極的に行った。
- ・公告期間を20日以上とすることを徹底した。

◇取組の効果

応札者数は微減となったが、契約金額は8官署総額で39,148千円の減額となった。

●平成28年度の契約結果

- ・8官署で契約締結
- ・応札者数の前年度との比較

前回19者⇒H28 18者

・契約金額の前年度との比較

△39,148千円

Ⅱ. 重点的な取組

1. 随意契約の見直し（総務本省の取組）

・随意契約、又は公募の要件を満たしているか官房会計課に合議し審査を行い、要件を満たしたものののみ公募又は随意契約を行った。

競争性のない随意契約は、全て随意契約の要件を満たしたものに限定されている。

◇取組の効果

●参考 平成28年度契約件数：1,065件

・一般競争：557件

・企画競争：384件

・公 募：49件

・その他随意契約：75件

「A研修の企画運營業務請負」について、契約方式を見直し、企画競争から一般競争

契約に移行。前年度契約額との差額は1,641千円。

Ⅲ. 継続的な取組

1. 共同調達（総務本省の取組）

事務用品の調達において、共同調達を実施することで調達事務の軽減や安価な調達も期待できることから、引き続き実施した。

また、それぞれの品目毎の調達回数も計画どおり削減した。

◇取組の効果

本省の調達において、前年度に実施した共同調達等における同品目の価格の比較検証を行った結果、例えば、「災害用備蓄用品」のうち、五目ご飯については単価が前年比マイナス3,316円に、白飯については単価が前年比マイナス2,743円になるなど節減効果があったことを確認している。

2. その他（総務本省の取組）

① 旅費業務

ICカード乗車券利用については、継続して行っており、地下鉄など利用する際には、公共交通機関毎に異なる乗車券を購入する必要があったが、ICカード乗車券を導入することで、その購入事務の軽減が図られている。

② 国庫債務負担行為の活用

平成29年度予算要求において、複数年度に渡る契約が可能な案件については、国庫債務負担行為の活用の検討を行い、19件について予算措置を行った。

③ スキルアップの取組

当省会計担当職員の基礎となる知識を取得する機会を設け能力向上を図るべく、会計事務新任者対象に、本省主催で10月に研修を実施した。

平成28年度省調達改善計画の年度末自己評価結果
(対象期間:平成28年4月1日～平成29年3月31日)

平成29年7月
総務省

難易度 (※1)	調達改善計画で記載した事項	平成28年度 に開始した 取組	実施した取組内容	目標の進捗 状況 (※2)	取組による 削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
I 共通的な取組								
1. 一者応札改善のための取組(総務本省の取組)								
A	<p>(1)調査・調査研究経費に係る調達 前年度の一者応札率を下回ることを目標とし、経費削減を図る。</p> <p>①複数の者が入札に参加できるよう請負期間について十分に配慮することとし、調達要求原課から年間の執行計画を提出させ、調達部局において適切に進捗管理を行う。</p> <p>②過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないように調査対象内容、手段、手法、研究会の開催回数などを明確に記載し複数の者が積算可能な仕様とする。</p> <p>③仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については原則、総合評価落札方式を採用する。</p> <p>④総合評価落札方式において、類似実績や研究員の従事経験を技術項目とする場合、過去の実績を過度に評価しない配点とするよう留意する。また、選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保に努める。</p>		<p>・早期の契約締結に努め、準備期間及び執行期間の確保に努めた。 また、年間の調達計画について、年度当初にHPで公表し、発注情報の早期発信を行い、準備期間の確保を図った。</p> <p>・仕様内容の中立性確保のため、官房会計課合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の中立性の確認を行った。 特に、仕様内容作成の際は、より具体的な検討事項、手法、工程表、開催回数等の仕様内容の情報を充実させ、複数者が入札参加しやすいような仕様書を作成するよう取り組んでいる。また、仕様内容に競争性があること、特定の業者しか履行できない仕様となっていないことを担保させるため、官房会計課合議文書には複数者の見積書の添付を義務付けており、仕様内容の中立性の確保を図っている。</p> <p>・仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件について、価格以外での競争を可能とするため、総合評価方式を採用した。</p> <p>・評価項目設定、選定結果の適正性について、官房会計課に合議し審査を行った。 また、選定結果(評価点)については、参加者全員に自社の評価点を通知し、また、電子調達システムの入札結果公開情報において、他者の評価点を閲覧できる旨周知し、透明性の確保に取り組んだ。 ・選定基準(審査項目、配点)及び選定過程の基準(選定者の基準)について、官房会計課において、基準(マニュアル)を作成・周知し、更なる選定基準及び選定過程の明確化に取り組んだ。 ・総合評価落札方式において、類似実績や研究員の従事経験を技術項目とする場合に、過去の実績を過度に評価しない配点とするため、実績項目に対する得点配分の割合に上限を設けて、選定基準及び選定過程の明確化に取り組んだ。</p>	A		<p>一般競争による件数が増加し、調達の競争性・透明性を確保した。 ●契約件数 計 253件 (過去3カ年平均件数231件) ・一般競争:251件 うち4月～6月期契約件数 69件(過去3カ年平均件数47件) ・企画競争:0件 ・公募:2件</p> <p>●「A調査研究」について、他者の応札を可能とするための検討を行い、仕様内容を変更し、平成28年12月に一般競争により契約を行った。</p> <p>総合評価方式を採用し、競争性の向上に努めた。 ●総合評価方式の採用 全体の72.9%(過去3カ年平均72.3%)</p>	<p>①～③引き続き各取組を徹底することにより、競争入札への参加者の増加による競争性の向上に努める。</p> <p>④選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明性の向上が期待できる。</p>	<p>①～③各取組を徹底することにより、競争入札への参加者の増加による競争性の向上を図るため、引き続き実施していく。</p> <p>④選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明性の向上を図るために、引き続き実施していく。</p>

B	<p>(2) 情報システム経費に係る調達 前年度の一者応札率を下回ることを目標とし、経費削減を図る。</p> <p>① 予定価格が80万SDR以上と見込まれる調達案件は、CIO補佐官との相談を実施し、相談結果について調達決裁にその評価内容書等を添付することを徹底する。</p> <p>② 情報システムの保守・運用等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させる。</p>	<p>・CIO補佐官との相談結果について会計課合議文書にその評価内容書等を添付することを徹底した。</p> <p>・仕様内容の中立性確保のため、官房会計課合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けた。 特に、仕様内容作成の際は、より具体的な検討事項、手法、工程表、開催回数等の仕様内容の情報を充実させ、複数者が入札参加しやすいような仕様書を作成するよう取り組んでいる。また、仕様内容に競争性があること、特定の業者しか履行できない仕様となっていないことを担保させるため、官房会計課合議文書には複数者の見積書の添付を義務付けており、仕様内容の中立性の確保を図っている。 ・また、早期の契約締結に努め、準備期間及び執行期間の確保に努めた。</p>	A	<p>評価の透明性、中立性及び公正性の向上を図ることに努めた。</p> <p>● 契約件数 計 150件 (過去3力間平均件数147件) ・一般競争: 98件 (過去3力年平均件数72件)</p> <p>競争入札への参加者の増加による競争性の向上に努めた。</p>	①～②引き続き各取組を徹底することにより、競争入札への参加者の増加による競争性の向上が期待できる。	①～②各取組を徹底することにより、競争入札への参加者の増加による競争性の向上を図るため、引き続き実施していく。
A	<p>(3) 全ての調達 前年度の一者応札率を下回ることを目標とし、経費削減を図る。</p> <p>① 公告期間・公告方法等の改善 ・公告期間の延長 一般調達案件の予定経費1,600万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件は、公告期間20日間以上の確保とする。 また、上記以外の案件については、可能な限り公告期間は10日間を超えた期間を確保するよう努める。 ・調達予定案件の情報提供の充実 調達予定案件を毎年度各契約担当部局においてホームページで公表する。 ・電子調達システムによる調達の推進 電子調達システムを利用することを原則とし、公告内容を登録することにより応札希望者がインターネットから閲覧し、また電子入札を可能とし入札者の拡大を図る。</p> <p>② 一者応札の検証 類似の案件で前年度に一者応札の案件について、原因を点検することにより競争性のある調達の実施に反映させるため、入札説明書等を受け取った者で入札に参加しなかった者に対して、アンケート調査を実施し入札に参加しなかった理由を把握し、次回の調達時に改善を図る。</p> <p>③ 仕様内容の充実 ・複数の方が入札に参加できるよう調達期間について十分に配慮することとし、調達要求原課から年間の執行計画を提出させ、調達部局において適切に進捗管理を行う。 ・過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないよう、又、特定の者が有利になる仕様とならないよう、仕様書を記載し複数の方が参加可能な仕様とする。 ・役務調達等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させる。 ・応札要件について、真に調達に必要な要件であるか検討を行う。</p>	<p>・一般競争入札(特定政府調達除く)実施にあたっては、20日間以上の確保に努めた。</p> <p>・調達予定案件をホームページで公表し情報提供に努めた。</p> <p>・電子調達システムの利用率の向上等を図る観点から、入札案件は原則、電子調達システムを利用した電子入札のみで行った(入札案件100%実施)。 また、本年10月から電子での契約事務処理を原則とし運用を開始した。</p> <p>・入札説明書を受け取ったが入札に参加しなかった者については、その理由の把握に努め、次回の調達において改善に努めた</p> <p>・仕様内容の中立性について、官房会計課に合議し審査を行っている。会計課合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の中立性の確認を行った。 特に、仕様内容作成の際は、より具体的な検討事項、手法、工程表、開催回数等の仕様内容の情報を充実させ、複数者が入札参加しやすいような仕様書を作成するよう取り組んでいる。また、仕様内容に競争性があること、特定の業者しか履行できない仕様となっていないことを担保させるため、官房会計課合議文書には複数者の見積書の添付を義務付けており、仕様内容の中立性の確保を図っている。 ・また、早期に契約締結を行い、準備期間及び執行期間の確保に努めた。 また、年間の調達計画について、年度当初にHPで公表し、発注情報の早期発信を行い、準備期間の確保を図った。</p>	A	<p>● H28年度 総務省の1者応札率 22%(前年度19%)</p> <p>● 一般競争入札公告期間20日間以上の確保した件数 全体の61.3%(過去3力年平均割合65.9%)</p> <p>・電子入札が増加したことで、事務効率化が図れている。(入札案件100%実施)。 また、平成28年10月から電子契約を原則とし、更なる事務効率化を図った。 ● 電子調達システムを利用した電子入札を行った者 全体の58.3%</p> <p>競争入札への参加者の増加による競争性、透明性の向上に努めた。 ● 契約件数557件(過去3力年平均件数485件)</p>	①～③引き続き各取組を徹底することにより、競争入札への参加者の増加による競争性の向上が期待できる。	①～③各取組を徹底することにより、競争入札への参加者の増加による競争性の向上を図るため、引き続き実施していく。

	<p>④総合評価落札方式の採用 ・仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については原則、総合評価落札方式を採用する。 ・総合評価落札方式において、類似実績や研究員の従事経験を技術項目とする場合、過去の実績を過度に評価しない配点とするよう留意する。また、選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保に努める。</p> <p>⑤企画競争 ・採点項目について、過去の実績を過度に評価しないよう、又、特定の者が有利にならないよう留意する。また、選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保に努める。</p>		<p>・価格以外での競争を可能とするため、総合評価方式を採用している。 ・評価項目設定、選定結果の適正性について、官房会計課に協議し審査を行った。 また、選定結果(評価点)については、参加者全員に自社の評価点を通知し、また、電子調達システムの入札結果公開情報において、他者の評価点を閲覧できる旨周知し、透明性の確保に取り組んだ。 ・選定基準(審査項目、配点)及び選定過程の基準(選定者の基準)を官房会計課において、基準(マニュアル)を作成・周知し、更なる選定基準及び選定過程の明確化に取り組んだ。 ・総合評価落札方式において、類似実績や研究員の従事経験を技術項目とする場合に、過去の実績を過度に評価しない配点とするため、実績項目に対する得点配分の割合に上限を設けて、選定基準及び選定過程の明確化に取り組んだ。</p> <p>・評価項目設定、選定結果の適正性について、官房会計課に協議し審査を行った。</p>		<p>総合評価方式を採用し、競争性及び透明性の向上に努めた。 ●総合評価方式による契約件数:213件(過去3カ年平均件数212件)全体の38.2%(過去3カ年平均43.6%)</p> <p>●企画競争方式による契約件数:384件(過去3カ年平均件数:547件)</p>	<p>④⑤選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明性の向上が期待できる。</p>	<p>④⑤選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明性の向上を図るために、引き続き実施していく。</p>
	(1)~(3)共通の取組		<p>・全ての案件について上記の取組内容について、官房会計課に協議し審査を行った。 ・会計課合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の中立性の確認を行うとともに予定価格(市場価格相当)算出の資料として活用し契約金額の低廉化及び事務効率化を図った。 ・また、会計課合議文書に調達要求原課での経費算出調書の添付を義務付けることで、予定価格(市場価格相当)算出の資料として活用し契約金額の低廉化を図った。 ・また、更なる適正な予定価格算出のため、統一的な算定方式を検討し、9月から実施した。</p>	1,259	<p>●予定価格の統一的な算定方式を検討し、9月から実施した。これにより、試算では約12,585千円の経費削減が図れた。</p>	<p>引き続き各取組を徹底することにより、事務効率化及び調達価格の低廉化が期待できる。</p>	<p>引き続き各取組を徹底することにより、事務効率化及び調達価格の低廉化に努める。</p>
2. 地方支分部局等における取組の推進 (地方支分部局等の取組)							
B	<p>(1)共同調達の更なる推進 前年度の調達品目数、又は前年度の参加官署数以上とし、経費削減及び事務効率化を図る。</p> <p>①更なる品目の追加の検討を行う。 ②更なる官署を追加の調整を行う。 ③仕様内容を見直し競争性を高める等の改善を行う。</p>		<p>北海道管区行政評価局等61官署において、他官署と延べ266品目を共同調達として実施した。</p>	A	<p>共同調達を拡大したことで、事務効率化が図られている。 ●平成28年度:61官署で事務用品等の延べ266品目(前年度と比較し2品目を追加。)の調達を実施(前年度と比較し26他省庁の官署を追加。)</p>	<p>引き続き共同調達を拡大することで、事務効率化及び調達価格の低廉化が期待できる。</p>	<p>引き続き共同調達を拡大することで、事務効率化及び調達価格の低廉化に努める。</p>
A	<p>(2)オープンカウンター方式の活用 前年度の採用官署数以上、調達数以上とし経費削減及び事務効率化を図る。</p> <p>①既に活用している調達部局は、改善の検討を行う。 ②未活用の調達部局は、活用の検討を積極的に行う。</p>	○	<p>北海道総合通信局含む10官署では、少額随意契約の調達において、見積合せ方式ではなく、HP掲載によるオープンカウンター方式を実施した。</p>	A	<p>オープンカウンター方式の実施により、業者への見積依頼が必要がなくなったこと等により事務効率化が図られるとともに、調達金額の低廉化が図られた。 ●H28年度契約件数 ・オープンカウンター方式 31,318千円(64件) ●予定価格と契約金額との総差額5,297千円。 ●北海道総合通信局の事例 「A印刷請負」の調達において、4者から見積書提出があり、見積最高額と契約金額との差額530,345円であった。</p>	<p>オープンカウンター方式の実施により事務効率化及び調達金額の低廉化が期待できる。</p>	<p>引き続きオープンカウンター方式の実施により、事務効率化及び調達金額の低廉化に努める。 また、同方式の効果的な運用の検討も実施していく。</p>

	3. 電力調達改善(総務本省及び地方支分部局等の取組) 前年度以上の応札者以上とし、経費削減及び事務効率化を図る。							
A	①調達要求部局は、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気事業者に対して、声かけを積極的に行う。 ②公告期間を20日以上とすることを徹底する。 ③近隣の庁舎との共同調達の検討を行う。	○	・調達要求部局は、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気事業者に対して、声かけを積極的に行った。 ・公告期間を20日以上とすることを徹底した。 ・近隣の庁舎との共同調達の検討を行った。	A	3,914	応札者数は微減となったが、契約金額は8官署の総額で39,148千円の減額となった。 ●平成28年度の契約結果 ・8官署で契約締結 ・応札者数の前年度との比較 前回19者⇒H28 18者 ・契約金額の前年度との比較 △39,148千円	引き続き実施することで、事務効率化及び調達金額の低廉化が期待できる。	引き続き実施することで、事務効率化及び調達金額の低廉化に努める。
II 重点的な取組								
	1. 随意契約の見直し(総務本省の取組) 競争性のある契約への移行等により、経費削減を図る。							
B	・競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか検討を行う。 ・企画競争や公募については、一般競争入札と比べて、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について検討を行う。		・随意契約、又は公募の要件を満たしているか官房会計課に合議し審査を行い、要件を満たしたものののみ公募又は随意契約を行った。 競争性のない随意契約は、全て随意契約の要件を満たしたものに限定されている。	A	164	●参考 H28年度契約件数 計 1,065件 ・一般競争:557件 ・企画競争:384件 ・公募:49件 ・その他随意契約:75件 ●「A研修の企画運営業務請負」について、契約方式を見直し、企画競争から一般競争契約に移行。前年度契約額との差額は1,641千円。	①引き続き取組を徹底することにより、契約方式の妥当性及び透明性が期待できる。	引き続き各取組を徹底することにより、契約方式の妥当性及び透明性に努める。
III 継続的な取組								
	1. 共同調達(総務本省の取組) ・対象品目を前年度以上とし、経費削減及び事務効率化を図る。 ・調達回数を必要最小限とし、事務効率化を図る。							
B	①共同調達の更なる推進を図る。 ②調達の手数を減らすことにより事務効率化を図る。		国土交通省、警察庁と共同で調達を実施しており、調達の手数を減らすことで、事務効率化及び調達金額の低廉化が期待できる。	A		●品目毎の調達回数(平成28年度) ・事務用品:6回 ・色紙類:6回 ・清掃用消耗品:6回 ・OA消耗品:6回 ・災害備蓄用品:1回 ・蛍光灯:2回 ・トイレトーパー:4回 ●本省の調達において、前年度に実施した共同調達等における同品目の価格の比較検証を行った結果、例えば、「災害用備蓄用品」のうち、五目ご飯については単価が前年比マイナス3,316円に、白飯については単価が前年比マイナス2,743円になるなど節減効果があったことを確認している。	①引き続き共同調達を拡大することで、事務効率化及び調達価格の低廉化が期待できる。 ②調達の手数を減らすことで、事務効率化及び調達金額の低廉化が期待できる。	①引き続き共同調達を拡大することで、事務効率化及び調達価格の低廉化に努める。 ②引き続き、調達の手数を減らすことで、事務効率化及び調達金額の低廉化に努める。
	2. その他(総務本省の取組)							
B	①旅費業務 近距離出張における旅費業務の簡略化を行い、事務効率化を図る。 ・ICカード乗車券の利用を促進し、効率的な旅費業務を行う。		ICカード乗車券利用については、継続して実施した。 ICカード乗車券使用について、利用後に管理台帳を必ず記入させて管理を徹底させた。	A		ICカード乗車券利用により、事務効率化が図られている。 ●ICカード乗車券利用 H25 20枚、H26 97枚、H27 2枚、H28 81枚を購入し、使用部局を拡大。	引き続き実施することにより、事務効率化が期待できる。	引き続き実施することにより、事務効率化に努める。
B	②国庫債務負担行為の活用 国庫債務負担行為を活用し、調達価格の低減化を図る。 ・複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為の検討を行う。		平成29年度予算要求において、複数年度に渡る契約が可能な案件については、国庫債務負担行為の活用を検討を行い、19件について予算措置を行った。	A		●平成29年度予算措置に係る国庫債務負担行為新規議決分 (総務本省分) ・措置事項:19件 ・限度額:50,489,403千円 ・29年度歳出額:10,130,985千円	引き続き国庫債務負担行為の活用を拡大することで、契約金額の低廉化又は事務の効率化が期待できる。	引き続き国庫債務負担行為の活用を拡大することで、契約金額の低廉化又は事務の効率化に努める。

B	③スキルアップの取組 会計職員の育成を行い、会計事務の適正化の向上を図る。 ・契約事務・会計事務について、必要な研修を実施する。 ・調達マニュアルの充実化を図る。		会計事務の基礎となる知識を取得する機会を設け、当省会計担当職員の能力向上を図るべく、会計事務新任者対象に、本省主催で10月に研修を実施した。	A		会計事務新任者対象に、本省主催で10月に研修を実施した。	会計事務職員の育成により、会計事務の適正化が期待できる。	会計事務職員の育成により会計事務の適正化に努めることとし、引き続き実施していく。
---	--	--	--	---	--	------------------------------	------------------------------	--

○その他の取組(調達改善計画に記載していない事項)

難易度 (※1)	平成28 年度に 開始し た取組	実施した取組内容	取組による 削減額 (万円)	取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応

(※1)

A+: 効果的な取組

A: 発展的な取組

B: 標準的な取組

(※2)

A: (定量的な目標) 目標進捗率90%以上

(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組

B: (定量的な目標) 目標進捗率50%以上

(定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局等、他府省庁)との調整を行った取組

C: (定量的な目標) 目標進捗率50%未満

(定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:平成28年4月1日～平成29年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【有川博(日本大学総合科学研究所教授)】 意見聴取日【平成29年7月10日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○実施した取組内容 ○取組の更なる推進を図る観点</p>	<p>○ 全体として、計画に対する取り組みがしっかりと進捗しているように思います。 その上で、記述に若干の改善の意見。</p> <p>○ I の1の(1)の②について ((2)②、(3)③にも同様の事項有り) 過去に実績のある者しか応札できないような仕様を避けるという事項について、実施した取組内容として、合議文書への複数者の見積書の添付が記述されていますが、このことが仕様内容の中立性確保にどう結び付くのか、もう少し丁寧な説明が欲しいところです。また、取組内容がこれだけしかないのか。他にもあるのであれば、記述を工夫してほしいと思います。</p> <p>○ I の1の(1)の④について ((3)④にも同様の事項有り) 総合評価における過去の実績を過度に評価しない配点とするよう留意するという事項について、実施した取組内容の記述が不足しているように思います。</p>	<p>○仕様内容作成の際は、より具体的な検討事項、手法、工程表、開催回数等の仕様内容の情報を充実させ、複数者が入札参加しやすいような仕様書を作成するように取り組んでおります。 また、仕様内容に競争性があること、特定の業者しか履行できない仕様となっていないことを担保させるため、官房会計課合議文書には複数者の見積書の添付を義務付けており、仕様内容の中立性の確保を図っております。 その旨、追記いたしました。</p> <p>○総合評価落札方式において、類似実績や研究員の従事者経験を技術項目とする場合に、過去の実績を過度に評価しない配点とするため、実績項目に対する得点配分の割合に上限を設けて、選定基準及び選定過程の明確化に取り組んでおります。 その旨、追記いたしました。</p>